

1964年パラリンピック東京大会の遺産に関する社会学

—障害者スポーツ草創期を生きた人びとのライフヒストリーから—

渡 正*

抄録

本研究は1964年のパラリンピック東京大会以降のわが国における障害者スポーツの体制と歴史を、大会に出場した選手や60・70年代に活動していた人びとへのインタビューをもとに再構成し、わが国の障害者スポーツを捉え直すものである。

この結果、次のようなことが明らかになった。当事者へのインタビューからは、1964年のパラリンピック東京大会が2部構成だったことを正確に認識していないにも関わらず、大会への注目は非常に高かったこと。つまり、1964年の大会は一種の社会的現象として受容され、地方に住む人びとにも「障害者」あるいは「障害者スポーツ」という現象を認知させるに十分な社会的影響力をもったこと。

こうした東京大会や障害者スポーツ自体は、1949年の身体障害者福祉法の論理の延長線上に位置づけられること。つまり、戦後の障害者福祉の論理が更生援護に限定され推進されていたことが、リハビリテーションや社会復帰の手段としての障害者スポーツの振興の前提にあること。そして結果として、障害者スポーツは、自らの生存権の保証が必要な障害当事者の団体との関連性のなさを産んでいったこと。このことは、障害者スポーツ自体が、歴史的・社会的な限定性があることを認識することの重要性を示唆する。

1970年代においては、障害者がスポーツ活動を行うこと、そうした欲求を持つこと自体は、ある程度認められ、そのためのサポートが得られる環境が用意されつつあったこと。たとえば、障害者スポーツ指導員資格の設立などがそうした環境を支えていたこと。そのなかで、障害者スポーツの社会的位置づけを一般のスポーツ団体との関連性のなかで得ることが1970年代から模索されていたこと。

1964年のパラリンピック東京大会の遺産は、明確に、戦後の社会福祉思想を強化するものとして現在に引き継がれている。しかし2020年のパラリンピックに向けては、これまで展開を超えて、障害者スポーツの思想を鍛えることが重要である。

キーワード：パラリンピック東京大会，障害者スポーツの社会的位置，パラリンピックの遺産

* 徳山大学 〒745-8566 周南市学園台

A Study on Legacies of the Tokyo 1964 Paralympic games

—From Narratives of Early Actors of a Disability Sports—

WATARI Tadashi *

Abstract

This study examines that the history of sports for disabled in Japan after the Tokyo 1964 Paralympics from an interviews with actors.

As a result, the following thing became clear. At the time, there was not the accurate knowledge of the Paralympics, but attract the attention of all the Japanese people. In other words, the Tokyo 1964 was received as a kind of social phenomenon. And it had enough social influence to let the people who lived in rural areas recognizes " a person with a disability".

We can regard sports for disabled in Japan as a continuation of the logic of Physically Disabled Persons Welfare Act at 1949. In other words, in a premise of the promotion of disability sports, there is that the logic of the postwar social welfare for disabled people was limited to rehabilitation. As a result, disability sports movements did not have connection with the other groups of people with disabilities. This means that a disability sports and Paralympic movements in Japan include historic definitiveness.

In the 1970s, people with a disability were allowed to play sports in daily life, and the support environment was prepared for. For example, a disability sports instructor qualification was established in 1970s. At that time, it was explored the social positioning of a disability sports in the association with the general sports groups.

Definitely, the legacy of the Tokyo 1964 Paralympic games inherits a way of thinking of the postwar social welfare. However, for the Tokyo 2020 Paralympic games, it is important that we train the thought of new a disability sports.

Key Words : the Tokyo 1964 Paralympics、 the Social Position of disability sports, Legacy of Paralympics

* TOKUYAMA University (Gakuendai Syunan Yamaguchi 745-8566)

1. はじめに

2020年夏季オリンピック・パラリンピック大会の東京招致が決定した。招致のプレゼンでは佐藤真美選手が登場し、また車いすテニスプレイヤーの国枝慎吾氏や車椅子バスケットボールを描いたマンガが人気を博すなど、障害者スポーツに対する注目は高まっている。

しかしながら、こうした障害者スポーツに対する社会的認知の向上にもかかわらず社会学的な観点から障害者スポーツ全体を問い直した研究は乏しい。特に、草創期の1960・70年代の障害者スポーツの歴史については全く顧みられず、「1964年のパラリンピックによって日本の障害者スポーツがはじまり、普及し、長野大会で競技化していった」という単線的な理解があるのみである。もちろん、こうした理解は、間違っているわけではないが、いささか単純過ぎるだろう。外発的な契機によって開催されることになったパラリンピックは、さまざまな思惑を含みこみながら準備され、そしてそれは、現在の障害者スポーツを支える体制にも大きな影響を与えている。こうした点からも、1964年のパラリンピックの開催とそれに続く、障害者スポーツの体制化を検討することは、2020年に向けて、我が国の障害者スポーツのあり方を考える上で、非常に重要である。

だが、1964年のパラリンピック東京大会から50年が経過し、東京でのパラリンピックを知る人物や障害者スポーツが制度化されていく場面で活動した人も少なくなってきたのが現状である。こうしたなか、2020年のオリンピック・パラリンピックに向けても、我が国における障害者スポーツの草創期、つまり1964年から70年代の歴史を再構成すること、1964年の東京大会はどのような遺産をその後残したのかを検討することが求められているといえるだろう。それゆえ本研究は1964年のパラリンピック東京大会以降のわが国における障害者スポーツの体制と歴史を再構成し、わが国の障害者スポーツを当事者の視点から捉え直すものである。

2. 目的

以上のことから、本研究の目的は1964年のパラリンピック東京大会以降のわが国における障害者スポーツの体制と歴史を、大会に出場した選手や60・70年代に活動していた人びとへのインタビューをもとに再構成し、わが国の障害者スポーツを捉え直すものである。これまで描かれてこなかった1960・70年代の障害者スポーツやそれらを取りま

く社会を描き出すことが本研究の目的である。

3. 方法

本研究は上述の目的を果たすため、障害者スポーツの開始やその後の展開、他の集団との関係を整理・検討するため、資料については各種団体・人物が保管している文書や、当時の世相を反映している週刊誌等も研究資料として捉えることで、わが国の障害者スポーツについての言説資料を幅広く収集した。

さらに、1964年のパラリンピック大会前後、およびその後の社会状況において、どのように彼/彼女らがスポーツを実践し、社会生活を営んできたのかをインタビュー調査から明らかにした。ライフヒストリーを聞くことで、当事者にとっての障害者スポーツ体制や当時の社会状況を浮き彫りにし、わが国の障害者スポーツとその体制について全体的特徴と当事者性の二つの観点からアプローチすることを目指した。

このような点から検討することによって単に障害者スポーツの歴史を検討するだけではなく、より広い歴史的文脈から歴史を再構成することが可能になるだろう。例えば、障害者スポーツの実践者集団は、障害者のピア・グループ（仲間集団）と捉えることができる。1970年代以降の障害当事者による社会運動は、障害者のピア・グループによる社会問題化の運動だった。そうであれば、障害者スポーツもそうした運動との関連性を検討する必要がある。60年代・70年代の社会運動の時代、障害者スポーツという「界」や実践者はどうしていたのか。わが国における他の障害当事者団体との関連性を追うことは、障害者スポーツを全体社会の布置連関の中で捉えるさいの重要な視点となるはずである。

しかしながら、これまで、こうした視点から障害者スポーツを捉えた研究は観ることができない。また、当時の障害者の社会運動を論じた議論においても、障害者スポーツが、障害者の生活や権利獲得に果たした役割はまったく見出されていないのが現状である。むしろ、当時の社会運動と障害者スポーツ普及の運動は連続性がないものとされている。両者の断絶はどのように理解できるだろうか。障害者スポーツを推進する人びとは、自らの活動や、障害者スポーツの普及・発展によって社会変革の一助を担うことを目指したり、そのような効果があったことを語ることもある。それにも関わらず、これまでの障害者運動の主体や言説において、障害者スポーツの社会変革としての効果に言及されることはほとんどないことには、何かしらの要因があるはずである。

本研究は草創期の人びとへのインタビューや資料の探求を通して、障害者スポーツの草創期の歴史を振り返るとともに、障害者運動との断絶の要因について検討したものである。

4. 結果及び考察

以上の視点から、本研究では障害者スポーツの草創期に活動していた人びとにインタビュー調査を試みるとともに、所蔵している資料等を閲覧した。今回、インタビューを行った草創期の人物は5人だった。その内の一人であるA氏は、唯一1964年の大会に出場したプレイヤーである。A氏は昭和20年1月14日生まれで片上肢切断のインペアメントがある。彼は、大会との出会いを次のように語る。

「昭和37年に市のほうから国体の予選があるからということで・・・大会に出て、砲丸と100mで成績が良かった。それで選考に乗ったんですよ」という。A氏自体は、スポーツ自体を競技として行っていたわけでないという（このなかで、国体とは、全国から障害者を集めて行うスポーツ大会全般のことを指している。特に現在の全国障害者スポーツ大会となる大会を指すが、障害者スポーツの実践当事者たちは、単純に「国体」という言葉を使用する）。

彼自身は、小学校3年生の時に、交通事故によって左上肢を切断した。しかし、それで彼の生活が大きく変わることはなかった。彼によれば、手がないからといって特別に周りが差別するという事もなく、体育の授業も通常どおり参加していた。しかしながら、彼が自らのインペアメントを意識したのが、例えば、体育の授業で拍手をすとか、手をつなぐとかなどの活動があると、同じことができないことに寂しさを感じたと述べている。また10代後半からは人前にでること、特に異性の前では、片腕がないことを恥ずかしく感じたというのである。彼は、中学卒業後は、高等学校に進学するか、障害者の職業訓練所に進むかの選択に迫られる。市の福祉関係者や親の勧めもあり、県庁所在地にある職業訓練所へ進学し、住み込みで「印判を中心に、ゴム印とか表札を覚えた」という。ここで1年間技術を学んだあと、他の自治体で実習を行い半年後、自らの故郷に戻り仕事につくことになる。そしてその1年ほどあと、市から「国体」への参加を要請されることになるのである。

彼は、64年大会でのエピソードを次のように語っている。「水泳ができるかできんかというのがひとつの条件だったんですね。そのときには、3種目でするというのが、で、水泳は予選もなにもなかった。私は漁村生まれで、父が漁業やっていたおかげで、

海では皆と一緒に泳いだりとかやっておりましたから、泳ぐことは自信ありますよという話を」。そのように、100mと砲丸投げ、水泳に出場することになるのだが、実は、「はじめてプールで泳いだんですよ。それまで練習はまったくプールでしなかった。飛び込むまではよかった。50m。で、ふつう海に飛び込むような感じで飛び込んで、くるしくなったら岩をけてぼっとあがったらええ、というのが、ま、海で泳ぐ、僕らの競争するときの、あの一、あれだったんですね。まさか、プールが深くなるとは思わ」なかったのだ。ここには、障害者スポーツにかぎらず、スポーツ一般について、この当時の地方のスポーツ環境を伺い知ることができる。

その後大会に出場したA氏は、100mと砲丸投げで優勝し、50m自由形で2位となる。その時の様子を次のように述べている。「新聞はやっぱり出ましたね。私が100mで金をとったとかいうのは、取材もあつたし、テレビのニュースでもやったっていう話ですね。帰ってきて、いろんな人が来られまして、メダルをみせてくれとか、学校で表敬訪問して皆さんの前で報告会とかちゅうのをやりましたね」。A氏がこう述べるように、彼が大会に出場したことは地元では大きな注目を浴びたといえる。その結果、「今度見方がごろっとかわったんです。周りの目が。頑張ったのう、頑張ったのうっていう声が出てきて」というように、A氏に対する周囲の目がこの時は変わったことを感じたという。

また、大会における外国人選手の印象については、「(外国人の印象) そりゃ、明るかったですね。あの、写真も何枚か一緒に撮ったのもあるんですけど、とにかく明るっていう印象がありましたね。障害者やからっていう雰囲気はやっぱりなかったです」と述べている。この点は当時の参加者の証言とも一致するものだといえる。その後A氏は、様々な活動を積極的に行っていくことになる。「表に出て活動することが障害者のための励みになるという思いはありましたね。恥ずかしいとかなんとかっていうのはその時は乗り越えていましたから。そういう行動することが障害者の励みになるから私は出てやろうと。で、積極的にでよった」というのである。その中でも、A氏が続けたスポーツが野球であった。「その時に野球のチームに入らんかという声がかかったんですね。何をするかっていうらピッチャーをせいでいう。これも毎日練習をしましたね」と述べている。入会したクラブが強豪チームであったようで、市の大会ではほとんど優勝しており、速球派のピッチャーだった。しかし、この野球で健全者社会の壁が立ちだかる。A氏は「ただ、その時に壁ができたのは、市の大会だったら問題なかった

けど、県の大会にいったらね、ピッチャーっていうのはね、ルールの中では両手でセットポジションせにゃいけんというルールがある。片手でセットはできないじゃないかってことね。僕はそうとうやられましたね」と述懐する。恐らく、A氏のように、障害者がスポーツ活動が続けということは、このようなスポーツ活動をして初めて発見される様々な壁を一つ一つ乗り越え、打ち壊していくことと並行していたことだろう。

同様のことを、東京大会に車椅子バスケットボールチームの一員として参加した近藤秀夫もその著書のなかで述べている。近藤らはパラリンピック後の1967（昭和42）年に、日本で初めての車椅子バスケットボールクラブである「東京スポーツ愛好クラブ」を設立した。そのとき、「クラブでトレーニングをしようとする体育館を借りに行くのですが、ここで大きな発見をしました。日本の体育館はどこも入り口に階段があって、車椅子ではなかに入れないのです。そこで私たちは都庁へ交渉に出かけ、『新宿体育館の入り口に階段があるのですが、なんとかスロープをつくってくれないか』とお願いしました」（近藤 1996: 13）。

さて、以上のA氏の話から当時の障害者スポーツが置かれた状況を検討することができるだろう。ここで特に注目したいのは、A氏が参加した大会に関しての、A氏の認識と歴史的な事実との齟齬である。というのも、インタビューにおいて、A氏は自らが参加した大会を「1964年のパラリンピック東京大会」と述べていた。これまでの記述においてはA氏のインタビューからの引用以外でも単に1964年の大会や東京大会としてきたが、実は1964年の大会は2部から構成されている。第1部は、ルードヴィヒ・グットマン卿がストック・マンデビル病院において創始した、国際ストック・マンデビル競技大会であり、この大会は対麻痺者（パラプレジア）のための大会だった。競技種目は、アーチェリー・ダーチャリー・バスケットボール（車椅子バスケットボール）／フェンシング・陸上競技（トラック・フィールド）・重量あげ・スノーカー・卓球・水泳であり、すべて脊髄損傷者のみの参加だった。第2部はそれに引き続いて行われた国内大会で肢体不自由者や視覚障害者や聴覚障害者も参加したのだった。ここからA氏が出会った外国人選手は国内大会に特別参加したドイツ選手のことだと推測される。各種記録からもA氏が参加したのは第2部だったことが判明した。

注目すべきは、A氏の認識の正否ではなく、その当時のパラリンピックに対する当事者や人びとの認識のあり様である。A氏が活動した自治体の社会

福祉協議会のパンフレットには、昭和39年の出来事に、「東京オリンピック開催。終了後同会場で世界の身障者スポーツ大会（パラリンピック）開催。当会A氏（匿名化のため省略——引用者）。100m徒競走金賞」と記されている。一方、同じページに掲載された当時のA氏が写った写真のキャプションには、「全日本体育大会で、金・金・銀」とされており、A氏が出場したのが第2部の国内大会だったことが示唆されている。これは、当時の人びとが、パラリンピック東京大会は国際大会と国内大会から構成されているものと知識上では了解しつつも、実際の認識上では両者は差異のないものと捉えられていたことを示しているのではないだろうか。A氏も当時の状況については、目の前の試合への練習や競技に対してがむしゅらに取り組んだだけだったと述懐しているように、当事者もパラリンピック東京大会が2部構成であったことに注意を払える状況ではなかったという。A氏によれば、大会にむけて健常者のコーチが付き、一般の高校生の部活動に混じって練習を行ったという。練習に必要な用具や環境は県や市の行政関係者が用意し、64年の大会へもA氏個人の知る限りでは費用負担はなかったというのである。これは、大会を成立させ成功させるために、さまざまなアクターの力が結集されていたことを示唆しているだろう。

1964年大会にコーチとして参加した、筑波大学名誉教授の中川一彦（今回のインタビュー対象者）も、こうした状況について「スポーツの大会というよりも社会的な現象だった」と述べている。つまり、当時の社会的状況のなかで、パラリンピック東京大会とはその大会構成の内実がどのようなものであるかを超え、大きな関心事であったのである。それは、参加した当事者にとっても、海外の障害者と日本の障害者の違いを意識させるに十分な場であり、また多くの人びとにとってみても、自らの周囲にいる「障害者」を気づかせるきっかけとなった大会であったのだといえる。当時の人びとの認識については、今後検討が必要であるが、少なくとも、1964年を扱った新聞記事からだけでは見えてこない当時の障害者スポーツ受容の一端がかいま見えるものである。しかし、出来事に対する具体的な理解を欠いたそれはあくまでも中川がいうように一種の「社会的現象」であり、渡（2007）がいうように祝祭的なイベントとして捉えられるものでもあったともいえる。

では、こうした「社会的現象」としての1964年パラリンピック東京大会はどのように準備されたのだろうか。ここでもA氏の語りをきっかけにして、それを素描してみたい。インタビューで出てきた、

A氏が参加した「国体」とは、1963年に開催された、第1回身体障害者体育大会山口大会だった。この山口大会は、もともとは、第1回山口県身体障害者体育大会として開催される予定であり、全国的な大会ではなく県内大会として開催されるものだった。中川によれば、この変更は、東京大会の準備にあたって、「財団法人身体障害者スポーツ大会運営委員会」の要請によるものだったという（インタビューおよび中川 1994b）。山口大会では、ストック・マンデビル競技大会の種目を含み開催されたことから、恐らく東京大会の運営委員会は、山口大会を国際大会のプレ大会として位置づけ、予行演習を目論んだものと考えられる。中川からは、運営委員会から山口県民生部長宛および山口県知事宛の書簡が存在することを教示されたが、現時点では実物を目にすることはできていない。また、中川の著述した論文にはその画像資料が掲載されていたが、印刷の過程で、文字が潰れ内容が判別できなかつたため、どのような理由によって山口県に要請を行ったのかは現状では推測の域を出ない。

しかし、中川によれば、1960年を前後して、障害者の社会復帰やリハビリテーションの手段として運動・スポーツが注目を集めるようになっていったという。たとえば、もと九州労災病院長の内藤三郎が障害者スポーツの祖「ルードヴィッヒ・グットマン卿」が1957年に行った講演「身体障害者の更生療育（レハビリテーション）に於けるスポーツの重要性」を訳出し、我が国に障害者スポーツ論を紹介した。ここでは、「障害に対する勝利（Victory Over Disability）」に最もふさわしいもの」としてスポーツを紹介し、「重要なことは、失ったことではなくして残存する能力の如何である」ことを示したものであった（増田 1995: 180）。また、この訳出によって、我が国にストック・マンデビル競技大会の存在が紹介されたという。1961年には世界歴戦者同名の日本理事である沖野亦男が『身体障害者スポーツ』を出版、さらに翌62年には、国立身体障害センター（現、国立障害者リハビリテーションセンター）の所長であった稗田正虎が『身体障害者スポーツの研究』をまとめるなど、障害者のリハビリテーションへのスポーツの効用が紹介されるようになっていくのであった。

中川は、第2次大戦後にヨーロッパの身体障害者のスポーツ活動が紹介され、日本においても普及が進んだことや、1949年の国立身体障害者更生指導所（現、国立障害者リハビリテーションセンター）の開設と身体障害者福祉法の制定、1961年のスポーツ振興法などを背景としつつ、パラリンピックの

開催が契機となり、日本の障害者スポーツの発展が展開されたと述べる（中川 1998: 12-13）。1964年のパラリンピックに指導者の立場で参加した中川の主張は、当時の状況を表しているといえる。現に、中川はインタビューのなかで、自身が1964年の大会に関わるきっかけとして、当時自らが勤めていた、神奈川県身体障害者更生指導所から卓球・陸上・アーチェリーの選手が選出され、その引率のためだったと述べている。また、中川が神奈川県身体障害者更生指導所へ就職することになったきっかけとしては、東京教育大学（現、筑波大学）の3年次に指導所へ通いだし、翌1963年に所内で行う運動会のアドバイザーを務めるなどしていたことから知己を得たと述べていた（2014.2.14のインタビューより）。

1960年頃までには、全国のこうした更生指導所において、入所者のレクリエーションとして運動・スポーツが取り入れられており、こうした活動がリハビリテーションとしての効果があることが認められつつあったという。また、1960年には、身体障害者効用促進法が公布され、身体障害者の社会復帰が重要な政策的関心を集めるなか、その手段として運動・スポーツが取り入れられるようになっていった（中川へのインタビューおよび中川 1993より）。ただし、1960年前後においては、競技というよりも「運動会」に近いものであり、それらをマネジメントしつつ、競技スポーツを通したリハビリテーションの手段として昇華していくために、中川のような体育学を修めた人材が登用されていったという。「この頃（1950年代なかば——引用者）、国立身体障害者更生指導所の職員だった増田弥太郎は、体育を専門に学んだ者として、この改革に取組、いわゆるお祭り騒ぎの運動会から、身体障害者のリハビリテーションに直結する形の種目を採用するように促し（中略）治療的、体育的な内容に脱皮」（中川 1993: 11）させていったのである。

こうしたなか、沖野亦男や、国立別府病院の中村裕が親交のあったグッドマンから東京オリンピック後にストック・マンデビル競技大会の開催を要望されたことをきっかけに東京大会への開催へと準備が進んでいくことになる。東京大会の開催に至る内実そのものについては、日本身体障害者スポーツ協会（当時）がまとめた『創立20年史』や、大会運営委員会がまとめた『パラリンピック東京大会報告書』などに詳しいため、ここでは省略する。

以上のように1960年代後半から70年代前半にかけての障害者スポーツ草創期の状況を整理することができる。では、こうした草創期の障害者スポーツ自体は、いかなる社会的条件の中で準備され展

開かれていったのだろうか。

ここで考えたいのは、各所の身体障害者更生指導所が設置された社会状況である。それらの前提の上に、中川のいう「身体訓練や医療スポーツが、身体障害者の社会復帰（リハビリテーション）の手段として優れていることが認められ、実際におこなわれるようになって」（中川 1998:121）いくのであり、さらにこれらの展開のなかで1964年のパラリンピック東京大会の開催がある。そしてこの東京大会を契機に日本の障害者スポーツが進展していくことになる。そのため、ここで重要なのは、1949年の身体障害者福祉法および1960年の身体障害者効用促進法の存在とその政策的関心である。

山田明によれば、身体障害者福祉法は「更生法としての機能のみでなく、生活の保護を含めた保護法（福祉法）として性格づけられる必要があった。しかし戦後初期には戦傷病者の運動が強くすすめられたこともあって、障害者問題の中心に戦傷病者があると認識されがちで、生活の保護に関する福祉法的機能は生活保護法に委ねて、身体障害者福祉法はリハビリテーション（更生）援護に限定するという論理で組み立てられた」（山田 2013: 180）ものであった。つまり、戦後から1950年代において、身体障害者とは、まず戦傷病者＝傷痍軍人を指し、その人びとの社会復帰が重要な課題となっていたことは、種々の先行研究の指摘する通りである。それゆえ、戦後の障害者福祉は、「職業的更生の意志と可能性のあるものを援護するというものであった。この基調のうえに、昭和30年代以後の産業・経済活動の発展に必要な労働力不足に伴って、就業可能な障害者を従来以上に積極的に位置づけたのである」（山田 2013: 190）といえる。

つまり、運動・スポーツのリハビリテーションとしての効用の認知とその普及は、国の障害者福祉の思想の文脈の中で促進されたと考えることができる。こうした障害者福祉の思想は、次のような状況を生むことになる。すなわち、「社会全体が高度成長下の産業のための能力主義に動員されるなかで、障害者もまた能力主義的に序列づけられ、その結果、一定水準以下の企業貢献能力しかない障害者は放置されるか、低水準の福祉しか与えられない基本線が強化されたのである。そこには、障害者の生存権保証の理念は含まれていなかった」（山田 2013: 190）。

このことは、障害者スポーツと障害者の社会運動との断絶の要因を示していると考えられる。つまり、障害者スポーツは、戦後の障害者福祉思想である更生援護への限定のなかで、社会復帰の手段として位置づけられ、その重要性の認知が進んでいった。

1960年代頃までに、各県において障害者のスポーツ大会が開催されるようになったことはその表れであると考えられる。そしてこの動きをさらに加速させ、リハビリテーションの手段としての運動・スポーツの有用性を最もよく可視化させるものとして1964年の東京大会があった。一方、この東京大会を契機とする障害者スポーツの進展は、それが1949年の身体障害者福祉法に源流をもち、更生援護への限定という文脈に位置づくため、主として生存権の保証をめぐる権利獲得運動であった1960年代・70年代の障害者の運動とは、その性格が異なるものだった。その結果、両者の間には、断絶もしくは相互の無関心という事態が生じたと捉えられるのである。

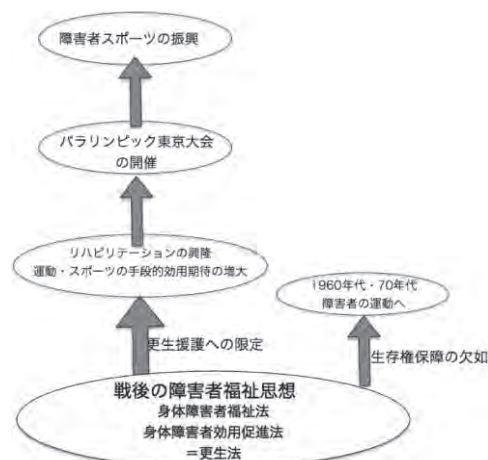


図 障害者スポーツを支える背景と障害者運動との差異

障害者スポーツが始まった1960年代は以上のように捉えられる。では、その少し後、1970年代にスポーツを始めた人びとにとって、スポーツ活動することはどのように捉えられていたのだろうか。以下では、1970年代にスポーツ活動を始めた人びと（障害者スポーツの第2世代）の語りを紹介することで、この点について考えていこう。

K氏は、1955年生まれで2歳の時にポリオを発病、17歳（1972年）に養護学校で車椅子バスケットボールに出会い、以降車椅子バスケットボールやアーチェリーなどを続けている人物である。近藤らが「愛好クラブ」を設立したのが1967年であり、車椅子バスケットボールの第1回の全国大会が1970年に開催されている。また1972年には全国身体障害者スポーツ大会（現、全国障害者スポーツ大会）の正式種目に車椅子バスケットボールが採用されている。

K氏の通学したH養護学校（現、H総合支援学校）は、昭和43（1968）年に開校した。昭和47（1972）年に屋内体育館が完成している。K氏はこの時に在

学し、ここでスポーツに出会ったのである。この時、体育教員（用語訓練担当）として赴任したのが、S氏であった。K氏によれば車椅子バスケットボール等のスポーツ活動を課外活動として始めたのはS氏による働きかけだったというが、一方のS氏によれば「休日に何かしたいという生徒の要望」があったという。その経緯はともかく、この頃には、障害者がスポーツ活動への要望を持ち、それに対応できる状況が用意されるようになったといえることができる。

在学中にスポーツ活動の楽しみを知ったK氏は、卒業後にデザイン関連の企業に就職するが、就職後もスポーツ活動を継続するようになる。K氏によれば平日はアーチェリー、土日は車椅子バスケットボールの活動を行っていたという。その当時のことをK氏は「身体を動かせることが楽しくて仕方がなかった」と述懐している。それは、仕事の傍ら、近隣にチームがなかったので、隣の県などまで遠征して試合をおこなったほどだった。それは、A氏や近藤氏のスポーツのきっかけが、東京大会という大きなイベントにむけて半ば強制的に結集されることではじまっていったのとは対照的な姿であるように見える。しかし、K氏も述べるように、これは、仕事を持ち、自らでさまざまなところに出向くことのできる人びとのみが可能になることでもある。それを踏まえてもなお、まずは「スポーツの楽しみ」を享受することができることが嬉しかったと述べていた。そのため、K氏がスポーツ活動を行い始めたと同時に盛り上がっていた、「青い芝」などの障害者の運動に対して、当時ほとんど関心を持たなかったという。同じ養護学校からそうした活動に参加する先輩や同級生がいた事は知っていたが、それでもそうした団体は、「よその団体」という認識だったという。

一方、S氏はこうしたK氏の活動を引率・サポートすることで、障害者スポーツとの関わりを深めていった。S氏は昭和50・51年に障害者スポーツ指導員の資格を取得し、車椅子バスケットボールを始めとした障害者スポーツの制度化を県内で推し進めていくようになる。S氏は、健常者として障害者のスポーツ活動をサポートする中で、「障害者スポーツが、健常者社会における社会的な位置づけを持つことが必要」と考えるようになったという。S氏は昭和52（1977）年に車椅子バスケットボール連盟の設立に関わるが、上述の意識から、昭和55（1980）年には、県のバスケットボール協会への加盟を果たす。以降、S氏は県内の障害者スポーツの主導的な立場の一人として、さまざまな障害者スポーツの競技団体を一般の競技団体の中に位置づけ

る試みを行なってきた。S氏は「障害者スポーツは組織づくりが遅れている」点が問題であり、障害者の競技団体は「選手の普及に力をいれるべきだ」と述べている。

K氏とS氏の語りからは、1970年代に障害当事者自身にスポーツ活動への欲求が高まっていたことと、それを可能にする社会環境が整備されつつあったこと、また障害者スポーツが地方においても制度化されていく過程にあったことを捉える事ができるだろう。しかしながら、「青い芝」に対するK氏の感覚が示すように、障害者スポーツとその他の障害者団体は互いに対する無関心があったことは否めないのではないか。ここには、前述した、戦後の社会福祉思想の影響を見て取る事もできるだろう。

5. まとめ

これまで、1964年を契機とする日本の障害者スポーツについて、幾人かの関係者の証言や文献資料などから検討してきた。これらから見えてきたことは次のようなことである。

①A氏へのインタビューからは、1964年に向けて当事者以上に、選手育成から派遣まで行政当局の働きかけが地方においてもあったことを推測できること。

②しかしながら、A氏や周囲の人びとが、1964年のパラリンピック東京大会が2部構成だったことを正確に認識していないにも関わらず、大会への注目は非常に高かったこと。つまり、64の東京大会は一種の社会的現象として受容されるが、地方に住む人びとにも「障害者」あるいは「障害者スポーツ」という現象を認知させるに十分な社会的影響力をもったこと。

③一方で、1960年代の障害者のスポーツ活動は、それ自体が、社会におけるさまざまなバリアを打破することと並行するような営みという側面をもっていたこと。

④こうした東京大会や障害者スポーツ自体は、1949年の身体障害者福祉法の論理の延長線上に位置づけられること。つまり、戦後の障害者福祉の論理が更生援護に限定され推進されていたことが、リハビリテーションや社会復帰の手段としての障害者スポーツの振興の前提にあること。そして結果として、障害者スポーツは、自らの生存権の保証が必要な障害当事者の団体との関連性のなさを産んでいったこと。

⑤K氏やS氏の語りから、1970年代においては、障害者がスポーツ活動を行うこと、そうした欲求を持つこと自体は、ある程度認められ、そのためのサ

ポートが得られる環境が用意されつつあったこと。たとえば、障害者スポーツ指導員資格の設立などがそうした環境を支えていたこと。そのなかで、障害者スポーツの社会的位置づけを一般のスポーツ団体との関連性のなかで得ることが1970年代から模索されていたこと。

⑥一方、それゆえに、④であげた、障害者スポーツと70年代の障害者の運動との間には、相互無関心の状況が既に発生しつつあったこと。

本研究は、大きく以上のことを明らかにすることができたといえるだろう。

我が国における障害者スポーツは、「1964年のパラリンピック東京大会を契機として開始され、その遺産によって発展してきた」とする従来の歴史理解は、間違っているわけではないが、明らかに単純すぎる。

それはすくなくとも、戦後の障害者福祉の思想の流れの中で展開したものであり、更生援護という限定されたなかでのあり方であることには注目すべきである。ポジティブに見れば、こうした展開は社会における障害者の認知や更生援護が可能な障害者についての社会復帰を加速させる効果があったと言える。だが、一方であえてネガティブにみれば、それは生存権が保証された人びとのみが実践できるものでもあっただろう。

こうした理解はこれまでの障害者スポーツの軌跡を否定するものではない。しかし、それ自体が、歴史的・社会的な限定性があることを認識することは、今後の障害者スポーツのあり方を議論する上で重要な視点ではないだろうか。

障害者スポーツの推進は、これまでのようにリハビリテーションの手段としつつ、その段階を過ぎた人びとにはスポーツそれ自体の面白さを享受できるものとして推し進めていく必要がある。それはある人にとってはパラリンピックなどの高いレベルでのスポーツ活動にまでつながるものである。だが、一方で、これまでの障害者スポーツが構造的に見落としてきたのが、障害者スポーツの実践が生存権の保証へとつながる側面である。

1964年のパラリンピック東京大会の遺産は、明確に、戦後の社会福祉思想を強化するものとして現在に引き継がれている。しかし2020年のパラリンピックに向けては、これまでに水路付けられた以外の障害者スポーツの思想を鍛えることが重要だろう。S氏はインタビューにおいて、障害者スポーツを一種の「運動にしていく必要がある。それは生活を変えるものとしてのスポーツ」が重要だと述べていた。この主張の含意を我々は真面目に考えていく必要があるだろう。

最後に今後の課題として、より一層の関係者への調査が必要であることが第一にあげられる。関係者を通じて、アポイントメントを取ろうとする際に、当事者が入院中であつたりするなど、インタビューを行えないことが幾つかあり、本助成の期間内に間に合わない調査依頼があった。この結果、期間内における調査としては、未だ不十分である。その意味で障害者スポーツの草創期を、その当時の人々のライフヒストリーから再構成するという作業には、残された点が数多くあると言わざるをえない。

参考文献

- 安積純子・岡原正幸・尾中文哉・立岩真也、2012、『生の技法—家と施設を出て暮らす障害者の社会学 第3版』生活書院。
- 厚生省監修、1966、『更生の書—パラリンピック東京開催記念』私家版。
- 近藤秀夫、1996、『車いすケースワーカーの7600日—私が福祉のしごとから学んだこと』自治体研究社。
- 丸山一郎、1998、『障害者施策の発展—[身体障害者福祉法の半世紀] リハビリテーションから市町村障害者計画まで』中央法規。
- 増田弥太郎、1990、『来し方(自伝)』きょうぶん社。
- 、1995、『来し方補遺Ⅲ』私家版。
- 中川一彦、1993、「身体障害者スポーツの歴史(5)」『身体障害者スポーツ』14:10-11。
- 、1994a、「身体障害者スポーツの歴史(6)」『身体障害者スポーツ』16:9-11。
- 、1994b、「身体障害者スポーツの歴史(7)」『身体障害者スポーツ』17:5-7。
- 、1997、「身体障害者スポーツの歴史(8)」『身体障害者スポーツ』24:6-9。
- 、1998、「身体障害者スポーツの歴史(9)」『身体障害者スポーツ』25:12-13。
- 佐藤久夫・小沢温、2013、『障害者福祉の世界 第4版補訂版』有斐閣。
- 杉本章、2008、『障害者はどう生きてきたか—戦前・戦後障害者運動史 増補改訂版』現代書館。
- 上田早紀子、2013、「国立身体障害者更生指導所の入所事情—傷痍軍人の処遇を中心に」『四天王寺大学大学院研究論集』8:107-130。
- 渡正、2007、「障害者スポーツによる儀礼的関心の構築—1970年代の「運動」とパラリンピックの表象」、『千葉大学日本文化論叢』8:93-106。
- 山田明、2013、『通史 日本の障害者—明治・大正・昭和』明石書店。
- 財団法人国際身体障害者スポーツ大会運営委員会、

1965、『パラリンピック東京大会報告書』私家版.

この研究は笹川スポーツ研究助成を受けて実施したものです。

